

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方公務員等共済組合法施行規程第28条の規定に基づき、公告する。

令和6年2月21日

契約担当者 公立学校共済組合埼玉宿泊所 支配人 山田 弘之

## 1 調達内容等

- (1) 調達案件の名称及び数量  
公立学校共済組合埼玉宿泊所非常用照明等蓄電池交換業務 一式
- (2) 履行の場所  
公立学校共済組合埼玉宿泊所 (ホテルブリランテ武蔵野)  
さいたま市中央区新都心2-2
- (3) 調達案件の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 契約期間  
契約締結日から令和6年9月30日 (月)

## 2 入札参加者の資格に関する事項

次に掲げる資格要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示 (平成28年埼玉県告示第999号) に基づき、業種区分「電気工事業」のB等級以上に格付けされた者であること。  
なお、格付は入札書の提出時に取得している格付によること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱 (平成21年3月31日付け入審第513号) に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱 (平成21年4月1日付け入審第97号) に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 同規模の設備を有する施設の蓄電池交換業務を過去10年以内に2件以上の実績を有すること。
- (7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

## 3 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部署  
郵便番号: 330-0081  
所在地: さいたま市中央区新都心2-2  
担当部署: 公立学校共済組合埼玉宿泊所 (ホテルブリランテ武蔵野) 総務部  
担当: 高橋  
電話: 048-601-5563  
FAX: 048-601-5560  
E-mail: soumu@hotel-brillante.com

- (2) 入札説明書等の交付期間及び仕様書の閲覧期間、場所及び方法  
令和6年2月22日(木)から2月27日(火)までの各午後1時から午後5時までの間、上記(1)担当部署において行う。  
※ただし、交付希望者については予め担当部署へ来館日時を連絡すること。  
交付図書は入札時に全て返却すること。

#### 4 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札参加希望者は、下記期限までに別に定める一般競争入札参加資格確認申請連絡票を3の(1)あてに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
(2) 提出期限 令和6年3月11日(月)午後3時(メール又は郵送によること。)  
(3) 入札参加資格の結果は、令和6年3月14日(木)午後5時までに電子メールで通知する。

#### 5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年3月18日(月)午前9時30分  
(2) 場 所 ホテルブリランテ武蔵野  
入札参加者等立会いの上、入札を行う。

#### 6 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 低価格調査に関する事項

最低基準価格を下回った価格(入札書に記載された金額に消費税等相当額を加えた額)で入札を行った者に対し、低入札価格調査を実施する。

低価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされることが確認できれば、その者を落札者とすることができる。

入札の結果、最低基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、最低基準価格を下回った者に対し調査を実施する。

#### 8 入札保証金 免除する。

#### 9 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第81条第2項の各号に準ずると認められるとき、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の10分の1以上)を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と履行保証契約(契約金額の10分の1以上)を締結し、その証書を提出する場合は契約保証金の納付を免除する。

#### 10 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。  
(2) 開札をした結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。(再度入札は1回)入札書を用意しておくこと。  
(3) 再度入札しても落札者がいない場合は、最低価格入札者と随意契約を行うことがあるので、見積書を用意しておくこと。

## 1 1 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (1) 入札者が入札参加資格の確認において虚偽の申請を行ったとき。
- (2) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者が他人の代理人をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
- (4) 入札保証金を免除した場合を除き、その金額又は一部が納付されていないとき。
- (5) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
- (6) 入札書に記名押印がないとき。
- (7) 入札書の記載事項の確認ができないとき。
- (8) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
- (9) その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。

## 1 2 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

## 1 3 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

## 1 4 その他

- (1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否  
要
- (3) 郵便又は電信による入札は、認めない。
- (4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表すること  
がある。
- (5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず契約の締結  
をしないことがある。  
なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。
- (6) 落札者及び落札者である共同企業体の構成員が、埼玉県から「埼玉県の契約に係る暴力  
団排除措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの  
期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。  
また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解  
除する。
- (7) 詳細は入札説明書による。
- (8) その他本入札執行は、地方公務員等共済組合法施行規程の定めるところによる。